

多度地区小中一貫校整備事業
設計施工一括方式事業者選定
アドバイザー業務委託に係る
プロポーザル実施要領

令和3年6月

桑名市教育委員会

1. 業務名

多度地区小中一貫校整備事業 設計施工一括方式事業者選定アドバイザー業務

2. 業務の背景と目的

桑名市では、子どもたちを取り巻く社会の変化や子どもたち自身の変容を踏まえ、義務教育9年間を見通した系統性・連続性のある効果的かつ魅力的な教育環境づくりを行うため、小中一貫教育及び小中一貫校の整備を進めている。そこで、多度地区をモデル地区に指定し、施設一体型小中一貫校での小中一貫教育を円滑に推進していく上で、地域とのつながりをもった多度地区小中一貫校整備事業（以下「本事業」という。）を進めるため、現在まで小中一貫教育の説明会をはじめ、就学前施設・小学校・中学校の保護者との懇話会、地域の方とのワークショップ、教職員からの意見聴取等を実施してきた。

そして、これらご意見や思いを基に、桑名市の教育、教育大綱の基本理念‘夢を持ち その夢に向かって努力する子を育てます’を実現するため、小中一貫教育の必要性や多度地区において計画される理由、多度地区小中一貫校の基本コンセプト等を取りまとめた、「多度地区小中一貫校整備事業 基本構想（以下「基本構想」という。）」を策定した。

次いで、基本構想の検討経緯や内容を十分に踏まえつつ、地域とのつながりをもった施設一体型小中一貫校の具現化に向けて、施設整備に関する前提条件、施設の配置や利用、必要諸室の考え方等を取りまとめた「多度地区小中一貫校整備事業 基本計画（以下「基本計画」という。）」を策定し、令和3年2月に基本構想・基本計画として公表した。

基本計画では、『『つながり』ではぐくむ 子どもたちの『学び』と『育ち』』を基本コンセプトとし、「縦のつながり」と「横のつながり」を意識した学校づくりを行うこと、また、計画地が高低差のある地形であることから、敷地の高低差や優れた眺望を活かした「丘の上の学び舎」として整備すること、周辺の景観に配慮した必要最小限の造成工事を行うことを目指している。このことから、本事業では、学校敷地全体について「ランドスケープ」を意識した空間づくりが求められる。

一方、桑名市では、将来的に児童生徒数が減少していくなか、各中学校区において施設一体型小中一貫校を整備する計画である。そこで、限られたスケジュールの中で、令和7年4月の多度地区小中一貫校の開校を目指し、さらに多度地区以降の小中一貫校整備へ繋げるためにも、設計・施工、運営、維持管理等において民間ノウハウを積極的に活用する「公民連携」の視点や、施設の効率的な維持保全・有効活用、既存小中学校の跡地利用等「公共施設マネジメント」の視点で整備していく必要がある。（仕様書「5. 本事業の方向性」を参照すること。）

そこで、これら方向性に基づき、令和7年4月の多度地区小中一貫校の開校を目指していくため、桑名市は、設計施工一括方式（以下「DB方式」という。）により、民間事業者のノウハウを最大限に活かしながら、本事業を進めることが最善であると考えている。

今後は、DB方式による事業者（以下「DB事業者」という。）を選定していくため、令和4年1月から公募型プロポーザルによる募集手続きを開始し、令和4年6月末までにDB事業者を選定・事業契約締結を行う予定である。

本業務では、上記に基づき、多度地区小中一貫校の学校づくりの考え方を的確に捉え、独自の発想をもって効率的に整備できる高度な技術、専門的な知識、豊富な経験を持つ最適なDB事業

者を選定するため、本業務の受託者のノウハウのもとで、「第一段階」として、公募資料作成、DB方式による事業手法等の検討を行うなど、DB事業者公募開始までの作業について、桑名市への支援業務を行うことを目的としている。

また、公募開始後は、「第二段階」として、DB事業者の選定手続き、基本協定及び事業契約締結等に関連する桑名市への支援業務も行うことを目的としている。

本実施要領は、委託業務限度額の範囲で、桑名市と連携して専門的見地からの支援を行うことができる受託者（以下「受託者」という。）を選定するために必要な事項を定めるものである。

※【第一段階】：今回契約

【第二段階】：【第一段階】完了後に随意契約予定

3. 提案者に期待する事項

本業務は、支援受託事業者のノウハウをもって技術、法令等に関する総合的な支援を行うものであり、企画提案に当たっては、仕様書「6. 業務の内容」において桑名市が想定する項目に対して、専門的見地から支援を行い、創意工夫あふれる提案や独創性ある提案を期待する。

※特に「8. 企画提案書の提出について」の企画提案書で求めるポイントを参照すること。

4. 業務の内容

(1) 別紙「仕様書」のとおりとする。なお、仕様書「6. 業務の内容」について、【第一段階】と【第二段階】に分けて契約を行う。

下記の委託期間及び委託業務限度額は、【第一段階】の公募開始までのものである。

(2) 委託期間

契約締結日から令和4年1月31日まで【第一段階の公募開始まで】

※【第二段階】は、DB事業者公募開始後、令和4年6月30日までを予定している。

(3) 委託業務限度額

【第一段階】

34,095,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

【第二段階】

8,800,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

5. 参加資格要件

本プロポーザルの参加者は、「7. 参加申出について」における書類の提出時点において、次に示す要件をすべて満たす者とする。

- (1) 桑名市入札参加資格者名簿に登録されていること。または登録申請手続きが完了していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 桑名市請負工事入札参加者指名停止基準（平成18年告示第159号）による指名停止または他の公共団体の指名停止を受けている期間中でないこと。

- (4) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの開始がなされている者ではないこと。
- (6) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）及び刑法（明治40年法律第45号）に抵触する行為を行っていないこと。
- (7) 桑名市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成21年告示第206号）の別表第1に該当しないこと。
- (8) 過去5年間（2016～2020年度）に、自治体から元請にてPFI導入可能性調査、またはPFI事業者選定アドバイザー業務の受託実績を有すること。

6. スケジュール（案）

本業務に係る受託者の選定の主な日程は次のとおりである。（受付時間は、祝日・休日を除く、月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までとする。）ただし、桑名市の都合により予定が変更となる場合がある。

項目	日程
公募開始日（実施公告日）	令和3年6月25日（金）
参加申出書の提出期間	令和3年6月25日（金）～7月7日（水）
企画提案書の提出に係る質問書受付期間	令和3年6月25日（金）～7月7日（水）
企画提案書の提出に係る質問書に対する回答	令和3年7月12日（月）
企画提案書の提出期間	令和3年7月13日（火）～7月20日（火）
プレゼンテーション通知	令和3年7月21日（水）
プレゼンテーション	令和3年7月30日（金）【予定】
結果通知	令和3年8月2日（月）【予定】
契約締結	令和3年8月4日（水）【予定】

7. 参加申出について

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり参加の申出を行うこと。

- (1) 提出書類（必須）
 - ① 参加申出書（様式1）
 - ② 会社概要（様式2）
 - ③ 業務実績（様式3）
- (2) 提出部数 各1部
- (3) 提出期限 令和3年7月7日（水）午後5時
- (4) 提出先
「14. 提出先・質問先・問合せ先」参照
- (5) 提出方法
持参または郵送すること。ただし、郵送する場合は「簡易書留」で令和3年7月7日

(水) 必着で郵送すること。郵送方法が異なる場合は、受け付けることができない。

8. 質問受付について

質問は次の方法により受け付け、電話や口頭での質問は受け付けない。

(1) 質問書(様式4)を電子メールにて送付すること。(到達を電話で確認すること。)

(2) 受付期限

令和3年7月7日(水)午後5時

(3) 送付先

「14. 提出先・質問先・問合せ先」参照

(4) 質問に対する回答

令和3年7月12日(月)までに、桑名市ホームページで公表する。

ただし、回答にあたり、次の事項は公表しない。

- ・質問した事業者名
- ・個人情報を含んだ事項
- ・特殊な技術、ノウハウ等、質問者の権利・競争上の地位を損ねる恐れがあると桑名市が判断した事項

9. 企画提案書の提出について

(1) 留意事項

企画提案書等の作成に当たっては、以下の点を留意すること。

- ・仕様書「6. 業務の内容」における各項目について実施すること。
- ・業務内容を実施する上で、下記の「企画提案書で求める内容」について、創意工夫や独創性がある取組方法の企画提案を行うこと。(評価に関しては審査基準書を確認すること。)
- ・桑名市と受託者の役割分担を明確にして提案すること。

【企画提案書で求める内容】

支援事業者は、仕様書「6. 業務の内容」を実施するため、以下の内容に関する解決方法について、民間ノウハウを活かした創意工夫や独創性がある企画提案を行うこと。

- ① 基本計画にある多度地区の学校づくりの考え方を基に、ポストコロナ時代への対応を考慮した施設整備に向け、造成と建築が一体となり、ランドスケープを意識した必要最小限の造成工事を実施できるような技術力や経験を持ち、令和7年4月開校に向けて、タイトなスケジュールの中で可能な限り自由に幅広い提案ができるDB事業者を選定する方法。
- ② 今後の児童生徒数の減少や多度地区以降の小中一貫校の再編を見据え、公民連携を視野に入れた設計・施工・運営・維持管理等のコスト縮減や既存小中学校の跡地活用等公共施設マネジメントを意識するとともに、関係者(地域、教職員、保護者等)に対し聞き取り等を行いながら、精度の高い概算事業費を算定する方法及びそのために必要な作業内容。

③ DB事業者選定に向け、令和4年1月に公募開始し、6月の選定・契約に向け、必要となる公募書類等を計画的に作成し、事業進捗させることができるスケジュール管理の方法。

※ 上記①～③以外にも、仕様書「5. 本事業の方向性」に合う独自提案の記載があれば評価の対象とします。

(2) 提出書類(必須)

① 業務実施方針(様式5)

② 業務実施体制(様式6)

③ 配置技術者調書(様式7)

④ 企画提案書表紙(様式8)

⑤ 企画提案書(任意様式) ※A4片面10枚まで

⑥ 委託業務工程表(任意様式)

⑦ 見積書(本業務【第一段階】【第二段階】の見積額、任意様式、税抜金額)

⑧ 見積明細書(任意様式) ※仕様書「6. 業務の内容」の項目に沿って記載

⑨ 提出時点で桑名市入札参加資格者名簿に登録されていない者は、入札参加資格審査申請書の写し等、登録申請手続きが完了していることを証する書類(該当者のみ)

(3) 提出部数 正本1部(事業所名を記載して捺印)

副本7部(事業所名の記載及び捺印をしないこと)

※ プレゼンテーションは、事業所名を伏せた状態で行うため、副本には事業所を直接特定できる情報を含まないよう配慮すること。

(4) 提出期限 令和3年7月20日(火)午後5時

(5) 提出先

「14. 提出先・質問先・問合せ先」参照

(6) 提出方法

持参または郵送すること。ただし、郵送する場合は「簡易書留」で令和3年7月20日(火)必着で郵送すること。郵送方法が異なる場合は、受け付けることができない。

(7) 提出方法

プレゼンテーションの実施日時及び場所等については、各参加事業者に対し、7月21日(水)に電子メールで通知する。

10. 選定方法

多度地区小中一貫校整備事業 設計施工一括方式事業者選定アドバイザー業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。また、桑名市が開催する審査委員会において、プレゼンテーションを実施し、本業務に係るプロポーザル審査基準書に基づき審査する。

(1) 書類審査

企画提案書等、提出された書類の審査を行う。

(2) プレゼンテーション及び質疑応答

- ① 実施日
令和3年7月30日（金）【予定】
 - ② プレゼンテーション及び質疑応答時間
プレゼンテーションについては、提出した企画提案書を使用することとし、本業務の配置技術者は必ず出席するものとする（計3名以内）。
1事業者につき、30分程度（概ねプレゼンテーション20分、質疑応答10分以内とする。）を予定している。ただし、状況によりプレゼンテーションをリモートで行う場合がある。
 - ③ プレゼンテーション使用機器等
プレゼンテーション時に使用するプロジェクター、スクリーンは、桑名市で準備するが、その他必要な機器で準備が難しい場合は、申し出ること。
 - ④ 詳細については後日通知する。
- (3) 選定に係る留意事項
- ① 審査は非公開とする。
 - ② 選定の理由、結果に対する問合せ、異議には応じない。
 - ③ プレゼンテーションにおける質疑応答は契約図書の追加事項とする。
- (4) 選定結果
- 審査委員会終了後、プレゼンテーションを行ったすべての参加事業者に選定結果を令和3年8月2日（月）【予定】に、電子メール添付文書で通知する。また、同日午後5時までに桑名市ホームページにおいて公表する。

11. 契約等

契約方法については、審査点数の一番高い者（以下「委託予定者」という。）を次のとおり予定している。

- (1) 委託予定者から改めて見積書を徴取のうえ契約協議し企画提案の見積額以内にて委託予定者と随意契約を行う。なお、委託予定者が欠格、辞退若しくは契約協議不能となった場合、次点者を契約交渉の相手方とする。
- (2) 委託予定者とは、【第一段階】として、仕様書「6. 業務の内容」の「(1)公募資料作成に係る支援」「(2)DB方式による事業手法等の検討」について契約を行う。
【第二段階】となる「(3)事業者の選定手続きに係る支援」「(4)基本協定及び事業契約の締結等に係る支援」については、第一段階の業務完了後、改めて委託予定者から見積り徴取のうえ契約協議し、企画提案の見積額以内にて随意契約を行う予定である。
※【第二段階】の契約は、令和3年9月議会（予定）での予算案の議決を前提とする。
- (3) 原則として委託予定者の企画提案書の記載内容を契約時の仕様とするが、本業務の目的達成のため必要な範囲において、委託予定者との協議により項目を変更する場合がある。また、これにより企画提案の見積額を超えない範囲で、契約内容及び契約金額等の調整を行うことがある。

- (4) 委託予定者は、消費税及び地方消費税の滞納がないことを証する納税証明書を、県内事業者又は市内事業者については、それぞれ納税状況のわかるものを提出するとともに、過去5年間（2016～2020年度）に、自治体から元請にてPFI導入可能性調査、またはPFI事業者選定アドバイザー業務の受託実績を証する契約書等の写しを提出すること。

12. 参加資格の取消し

次のいずれかの事由に該当した場合は、本プロポーザル参加資格を取消し、提出された企画提案書等は無効とする。

- (1) 参加申出に係る書類を提出以降契約締結までに、本実施要領による参加資格要件を満たさないこととなった場合。
- (2) 企画提案の見積額が、委託業務限度額を超えている場合。
- (3) 提出書類に記載された内容が虚偽であった場合。
- (4) 上記各号に該当するほか、著しく信義に反すると認められる場合。

13. その他留意事項

- (1) 提出書類については、審査後においても返却しないものとする。また、提出書類の提出後の変更、再提出等は認めない。
- (2) 本プロポーザルに係る費用は、すべて参加者の負担とする。
- (3) 本業務の受託者は、業務を一括して第三者へ委託等することができないこととする。なお、受託者は、委託業務の一部を第三者に請け負わせるときは、あらかじめ桑名市の承諾を得なければならない。
- (4) 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。ただし、桑名市は、委託予定者等の公表時及びその他桑名市が必要と判断した場合には、提案書類の全てを無償で使用できるものとする。
- (5) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合、桑名市情報公開条例（平成29年条例第1号）に基づき、提出書類を公開することがある。
- (6) 参加申出に係る書類を提出以降に辞退する場合は、書面により辞退届（任意様式）を提出すること。辞退により今後の不利益な取り扱いを受けることはない。
- (7) 本業務の受託者となった者及びその協力会社、並びにこれらのいずれかの者と資本面若しくは人事面で関係のある者は、本事業のDB事業者として応募することはできない。

14. 提出先・質問先・問合せ先

〒511-8601 桑名市中央町二丁目37番地 桑名市役所内

桑名市教育委員会事務局 新たな学校づくり課

電話：0594-24-1354

電子メール：gakusaihm@city.kuwana.lg.jp

桑名市ホームページ：http://www.city.kuwana.lg.jp